

■議事1 第4次長久手市環境基本計画（案）について

NO. 1

全体的にSDGsに紐づいていて、素晴らしい内容であると感じましたし、マイルストーンも明確だと思いました。あとはどれだけ”自分事化”出来るかにかかっていると思います。持続可能な未来につなげるには、啓蒙活動も重要と見えています。

事務局の回答

見える化を主軸とした施策を展開し、人々が自分事として環境問題を捉えていただけるよう、努めてまいります。

NO. 2 言い切りの表現、他

P64 目的方向性(3) 大学・事業所と連携するの項の朱書きは他が「言い切り」表現なので、表記を揃える。

事務局の回答

「大学と長久手市大学連携推進ビジョン4Uに基づき連携、高校と環境活動を通じた連携」に表記を修正します。

NO. 3 計画について

2050年に向けてCO2排出ゼロは宣言しないのか。

事務局の回答

環境省は、「2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」をゼロカーボンシティとしています。第4次長久手市環境基本計画に実質ゼロを目指す表記を載せていることから、本市もゼロカーボンシティ宣言をする方向で検討しています。

NO. 4 施策の中身について

・各テーマの中身の充実はしないのか。企業も巻き込むテーマにしていくとよい。

例1：P34「ペーパーレスの促進」は、参加企業に★印の評価をする（あいちCO2マニフェストのように）

例2：P31「CO2吸収源としての緑の保全・創出」は、森林クレジットなどが絡んでいると、企業が取り組みやすいのでは。

・東部丘陵生態系ネットワーク協議会と連携、という表記があるのは良いが、協議会には「ギフチョウとトンボの舞うまちづくり」というコンセプトがあるので、それにも配慮して進める必要があること。

事務局の回答

いただいた事例等を参考に、環境基本計画に基づき施策を実施していきます。

東部丘陵生態系ネットワーク協議会について、本市は協議会の一員として、今後も、協議会と方針を擦り合わせ、共有しながら、環境基本計画に基づき、活動に取り組みたいと考えます。

■議事 2 第 4 次長久手市環境基本計画答申について

NO. 1

最も大切なことは、4に記載されている“市に関わる誰一人取り残されることがない”ことだと感じています。推し進めるべきと思います。

事務局の回答

推進してまいります。

■議事 3 令和3年度事業計画について

NO.1 地球温暖化対策について

意外と補助金についての周知が浸透していない気がします。もっとアピールできたらと思いました。

事務局の回答

様々な機会を捉え周知するよう努めます。

NO.2 地球温暖化対策について

電力の見える化のような移動に関する自動車、公共交通機関、自動車の利用についても自己申告でも良いので、見える化できると良いかなと思います。

事務局の回答

例えば、どの行動がどれくらいエネルギーを使用するのか、省エネルギーになるのか、入力すると推計値が見えるようなサービスを市のホームページに掲載する等、市民らが自ら行動できる仕組みを用意したいと考えています。

NO.3 計画について

確実な検討・実行をお願い致します。

事務局の回答

努めてまいります。

NO.4 資源回収奨励金の廃止と地域への資源回収拠点運営管理委託

資源回収奨励金制度について、市民の資源としての認識は定着したとして令和2年度末をもって終了、となっている。

しかし、これまで資源回収に協力してきた団体（子ども会等）は、混乱していると聞いている。

子ども会等地域の団体で資源回収することは、環境教育に寄与するだけでなく、例えば、子ども会で回収するなら協力するというゆるやかな地域のつながりにもなっている。回収拠点を増やしても、高齢者にとっては、そこまで運ぶことは困難で、ごみとして捨てるという結果も招きかねない。

環境基本計画の施策 B-3-2「多様な主体による資源回収の促進」とあるように、いきなり奨励金制度廃止とするのではなく、当面は、並行して他の方策を試行し、データを集めてよりよい施策にしていくべきではないかと思う。市の予算削減が必要であれば、単価を下げるということも視野に入れてもよいと思う。

令和2年度末で終了というのは賛成しかねます。

事務局の回答

資源回収奨励金は、まだ市による資源の行政回収がない時代に、市民の資源有効利用促進や資源という認識を深めてもらうために創設したものです。平成3年度に奨励金を開始してから現在まで約30年が経過し、その間に市による行政回収も始まり（平成8年～）、奨励金の当初の目的は概ね達成されたと考えています。

また、当初は団体が自ら回収していく形でしたが、現在は登録団体の約8割が、家の前に資源を出しておけば、業者が各戸回収する状態となっており、団体の活動内容が変化してきました。こうしたことも今回この奨励金を見直そうとする理由の1つですので、ご理解いただきたいと思います。

今後も、資源化・ゴミの減量に向けた施策を市民と考え、よりよい施策にしていきたいと思っています。

NO.5 資源回収奨励金の廃止と地域への資源回収拠点運営管理委託

全戸配布された「長久手市資源とごみの分別ガイドブック」P6には、「牛乳パックはリサイクルの優等生！ながくてエコハウスや地域の資源団体回収にご協力ください。」とあり、「市での回収とは別に、地域の団体（子ども会等）が、古紙・古布などの回収を行うものがあります。」と紹介されています。資源回収奨励金廃止後、地域の資源回収団体との関係について市の考えをお聞かせ願えれば、と思います。

事務局の回答

資源回収奨励金自体は終了しますが、地域の資源回収の奨励も終了するということではありません。地域で資源回収していただいている団体については、今後も資源とごみの分別ガイドブックなどで紹介していきたいと考えているほか、個別の相談についても市として協力していきたいと考えています。

NO.6 香流苑の処分内容 現状有姿で売却

香流苑は人口密集地にあり、地域住民（21自治会会長）から市長宛に要望書が提出されたと聞いている。

これまでし尿処理施設を甘んじて受け入れてきた地域住民の理解を得ることは、今後の環境行政を推進していくにあたって、無視することはできない。次の2点を付け加えることを提案します。

1 地域住民の暮らしを守り、環境の悪化を招かないよう十分に配慮して、解散に向けての協議を進めます。

2 地域住民の理解を得るため、尾張旭市長久手市衛生組合の解散についての説明会を開催します。

事務局の回答

1 点目の提案については、当然行政として意識すべきことだと考えていますので、そのように尾張旭市と協議を進めていきます。2 点目の提案については、現状は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、説明会を開催することは考えていません。例えば広報や回覧板など人と接触することがない形で情報発信していきたいと考えています。また、今後時期を捉えて、要望書をいただいた長湫地区北部自治会連合会に組合解散の経緯などを説明していきたいと考えています。

NO.7 香流苑の処分内容 現状有姿で売却

香流苑の土地は準工業地域であるため、売却後、1,5000 m²の土地が分割・転売されるのではないかと危惧しています。地域住民の暮らしや環境の悪化を招くことのないよう、市として責任をもって進めていただきたいと思います。

事務局の回答

ご意見ありがとうございます。今後も地域住民の不利益とならないよう配慮しながら尾張旭市と協議を進めていきたいと考えています。

NO.8 豊富な生き物が生息する長久手の価値の「見える化」

希少種の生息状況の追跡調査について、調査の結果をアドバイザー会議で報告、検討し、可能な範囲で市民と共有していくことが必要ではないか。長久手の価値の「見える化」についての具体策が見えてこない。

事務局の回答

希少な生きものの住む区域を地域の価値ある資源としてPRし、市民が生物多様性の恩恵を享受することは大変重要と考えます。同時に、希少種の公開によって、乱獲が行われたり、そこで保全活動する団体の活動に支障が出てはならないので、環境保全アドバイザー会議にて引き続き公開方法等を議論をしながら、慎重にすすめたいと考えています。

また、「見える化」の取り組みとしては、まずは次年度、長久手市が所属する東部丘陵生態系ネットワーク協議会とも連携しながら、愛知県が発行するあいち生物多様性モニタリングハンドブックなどを参考に、専用サイト「指標種チェッカー」を活用した市民参加型の調査結果の蓄積を試みます。

NO.9 湿地サミットプレイベントの開催

湿地サミット当日は、市民の参加は難しいと思うので、事前に湿地サミット開催について知ってもらうことはよいと思う。具体的な内容については、今後検討が必要。

前はサミットの翌年から3年間、二ノ池湿地の観察会が行われ、その後も観察会（香流川の生きものなど）が継続して行われた。特に説明はなかったが、湿地サミットがきっかけになったのかもしれない。

事務局の回答

プレイベントのみならず、事前・事後の周知をしながら、市民が湿地の価値に気づく機会を提供し、湿地サミットの波及効果が高まるような仕掛けを検討していきたいです。

NO.10 環境調査

・河川等水質分析調査について、長久手市は、とてもよくやっていると思うが、市民にはほとんど知られていない。一昨年、香流川イベント（北部自治会連合会主催）で水質検査を実際に市民の皆さんにやってもらったが、そのような取り組みの中で、市民に分かりやすく知らせていくことが大切ではないか。

・全市でブロックに分けて市民の協力のもと行ってきたNO2の調査は廃止するのかどうか。

事務局の回答

・河川等水質分析調査について、いただいたご意見のとおり、市民への伝え方を工夫し、周知していきたいと思えます。

・NO2の測定によって空気の汚れ具合を測る調査については、令和元年11月に過去19年間の推移を公表し、省エネ技術の進化等により家庭の周りの空気の汚れはずいぶん改善されたこと、これからもきれいな空気を守るために私たちにできる取り組みを考える必要があることを周知し、いったん終了としました。今後とも、家庭の周りの空気について注視していきます。

NO.11 第4次長久手市環境基本計画策定記念事業

計画策定記念とあるが、特に記念するような何かがあるのか。他の計画策定でこのような企画はあまり聞いたことがない。コロナ渦でどうしても行う必要があるのかどうか、非常に違和感がある。

事務局の回答

節目というタイミングを活用し、広く環境について発信することは、特に、普段環境について意識が薄い人々に対しては、比較的有効であると考えています。

なお、新型コロナウイルスへの対策として、原則ZOOMアプリや動画配信サイトを介して参加していただく等、なるべく接触を避けた形で参加できる工夫を検討します。

NO. 12 火葬補助金の廃止

特に意見はないが、火葬については、大きな災害が起きたときなどの対策をしっかりとお願いしたい。

質問 八事と瀬戸の火葬場の話は耳にするが、長久手市は広域連合に入っているのかどうか教えてほしい。

事務局の回答

愛知県内で火葬場を持つ自治体等で構成される愛知県火葬場連絡協議会が実施する机上訓練に本市も参加し、大規模災害時の火葬問題への対策を進めております。

長久手市は広域連合には加入していません。

■その他

NO. 1

パブコメ回答 1 : 「本計画に具体的な記載はしかねます」との否定文ではなく、「具体的な対策は各部の計画等に盛り込み、本計画の P47～」等と記載されたい。

事務局の回答

修正します。

NO. 2

令和 3 年度計画 (5) 環境調査の「③自動車騒音常時監視調査」は調査期間が 1 日のみであり「③自動車騒音監視調査」とすべきではないか。

事務局の回答

自動車騒音常時監視調査は、騒音規制法に基づき実施するものです。自動車騒音常時監視マニュアル(平成 27 年 10 月 環境省水・大気環境局自動車環境対策課)によると、自動車騒音の測定は、年間を通じた観測結果の平均、又は年間を通じて平均的な状況を呈する日における観測結果のいずれかによる、とされています。

本市は後者の、年間を通じて平均的な状況を呈する日の測定結果を用いることとしており、調査期間は 1 日ですが、自動車騒音常時監視調査マニュアルに則って実施しておりますので、事業名は自動車騒音常時監視調査となります。